

## 歩行者利便増進道路制度における沿道飲食店等の路上利用に係る 道路占用許可の確認事項

占用主体	暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないこと
占用の場所	利便増進誘導区域内であること
施設の構造	<p>倒壊、落下等のおそれがないこと</p> <p>必要以上の易燃性や爆発性の物件、悪臭や騒音等を発する物件を用いるものでないこと</p> <p>自己の店舗前の外に及ぶなど、必要以上の規模となっていないこと</p> <p>意匠、色彩等により、脇見運転等を引き起こすものでないこと</p> <p>車両運転者の横断者や標識等への視認性を妨げるものでないこと</p> <p>意匠、構造及び色彩が、周辺の環境と調和するものであること</p>
営業形態	<p>特定の会員等のみを対象としたものではなく、広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであること</p> <p>公序良俗に反し、社会通念上不適当なものの売買又はサービスの提供ではないこと</p> <p>夜間や強風時には屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること</p> <p>道路の機能や道路環境の維持・向上のための清掃、除草等の措置が行われること</p>

(注)

上記の確認事項は、歩行者利便増進道路制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路占用許可の審査において、道路管理者が確認する一般的な事項をまとめたものです。

これらの確認事項を満たす場合には、道路管理者への事前相談を行うことなく、道路占用許可を申請していただいで差し支えありません。

これらの確認事項を満たすかどうか分からない場合や、地下や上空通路等における道路占用を申請する場合には、道路管理者までご相談ください。

なお、これらの確認事項を満たす場合であっても、道路の構造又は交通への支障等の観点から、申請内容の補正等を求める場合があります。